

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

現在、我が国においては、高齢化の進展や生活習慣病の増加などの疾病構造の変化を踏まえて、要介護状態にならずに生活できる期間（健康寿命）を延伸し、すべての国民にとって健やかで活力のある社会の実現が必要となっています。また、あらゆる世代が健やかに暮らすために、地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差（健康格差）の縮小を実現することも達成すべき目標となっています。

近年の母子保健及び育児を取り巻く環境においては、晩婚化・晩産化や未婚率の上昇による少子化の進行、核家族化、育児の孤立化に加え、母子保健領域における健康格差などの変化が見られています。少子化に伴う子育て環境の変化や、家族形態・家庭環境が多様化する中で、子どもが健やかに生まれ育つためには、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の充実が必要となっています。

これまで市では、市民一人ひとりが希望や生きがいをもって、生涯を通じて健康で自分らしい心豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めるため、平成 24（2012）年度に「深谷市健康づくり計画（健康増進計画・食育推進計画）」（平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度）を策定しました。この計画では、「自分の健康は自分でつくる」を基本方針としながら、健康を支援する環境づくりを地域との協働の取組みによって推進するプロセス（＝ヘルスポモーション）を大切に市民の健康づくりを進めてきました。

前計画が平成 29（2017）年度に終了することに伴い、計画の最終評価を行い、社会情勢や市民の健康ニーズの変化を踏まえ、前計画の基本方針や推進するためのプロセスを継承した「第 2 次深谷市健康づくり計画」を策定します。

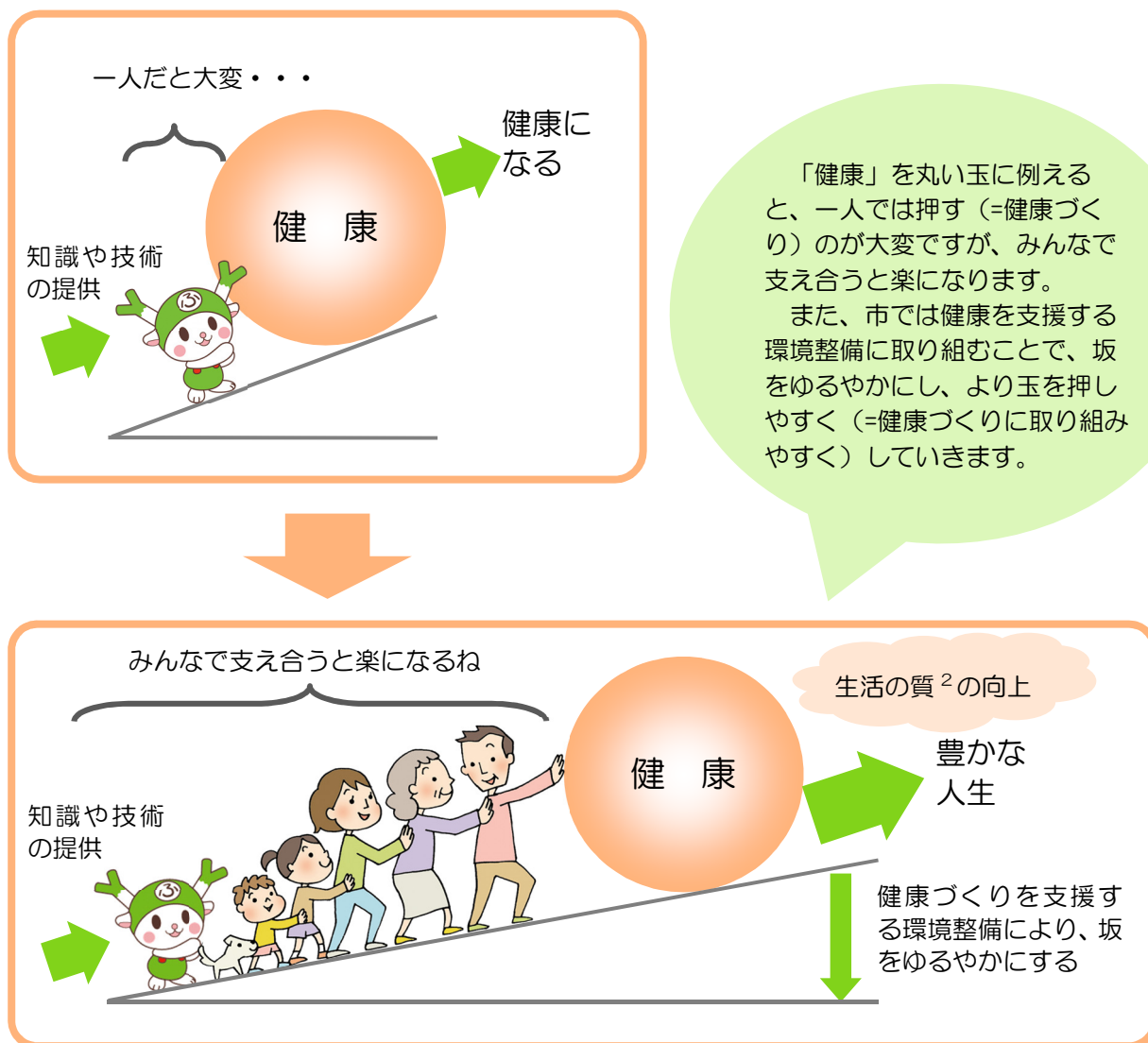
本計画においては、母子保健がすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちが健やかに育つための基盤となることから、これまでの健康増進計画、食育推進計画に、新たに母子保健計画を加え、「健康増進」「食育推進」「母子保健」を健康づくりの 3 つの柱に位置づけ、3 つの計画の視点から市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう一体化しました。

ヘルスプロモーションとは

ヘルスプロモーションとは、WHO（世界保健機関）が昭和 61（1986）年のオタワ憲章¹において提唱した新しい健康観に基づく健康戦略であり、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されています。

市民一人ひとりが主役となり、健康な生活を送るための知識や能力を備えることと、健康づくりの行動を支援する仕組みなど、周囲の環境を整えることが大切です。

■ヘルスプロモーションのイメージ



¹ オタワ憲章とは、昭和 61（1986）年にカナダのオタワにおいて開催された第 1 回世界ヘルスプロモーション会議の成果としてまとめられた、健康づくりについての憲章をいいます。

² 生活の質とは、Quality of Life（QOL）の日本語訳のことで、人間らしく、生きがいもち、満足して生活しているかを評価する概念を表します。

2 健康づくりの各分野における動向

① 国の主な動向

<健康増進分野>

国では、平成 12（2000）年に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」が策定され、その実現のために平成 14（2002）年に健康増進法が施行されました。その後最終評価を経て、平成 25（2013）年に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（健康日本 21（第 2 次））」が策定されました。

「健康日本 21（第 2 次）」は、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標としています。

<食育推進分野>

国では、平成 17（2005）年に食育基本法が施行され、平成 18（2006）年には「食育推進基本計画」、平成 23（2011）年には「第 2 次食育推進基本計画」、平成 28（2016）年には「第 3 次食育推進基本計画」が策定されました。

「第 3 次食育推進基本計画」は、これまでの 10 年間の取組みによる成果と、社会環境の変化の中で明らかになった新たな状況や課題を踏まえ、食育の環を広げ、自ら食育推進のための活動を実践することを目指しています。

<母子保健分野>

国では、関係者、関係機関・団体が一体となって母子の健康水準を向上させるための様々な取組みを推進する国民運動計画として、平成 13（2001）年に「健やか親子 21 ～21 世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョン～」が策定され、平成 20（2008）年度には計画期間が平成 26（2014）年度までに延長されました。平成 26 年度には、「健やか親子 21」の取組みの最終評価を行い、今後の母子保健対策の取組みの方向性などをとりまとめた「健やか親子 21（第 2 次）」が策定され、平成 27（2015）年度から計画期間が開始されています。

「健やか親子 21（第 2 次）」は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」に向けて、すべての国民が地域や家庭環境などの違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指しています。

② 県の主な動向

＜健康増進分野＞

県では、「健康日本 21（第 2 次）」を受け、健康づくりの取組みの 10 年間の目指す方向を示す基本方針として、平成 25（2013）年度に「健康埼玉 21」が策定されました。その実現のため、同年に健康増進分野の計画として、「埼玉県健康長寿計画（第 2 次）」（平成 28（2016）～30（2018）年度）が策定されました。この計画では、誰もが、健康で、生き生きと暮らすことができる「健康長寿社会」の実現を目指し、健康長寿プロジェクトの推進を図っています。

＜食育推進分野＞

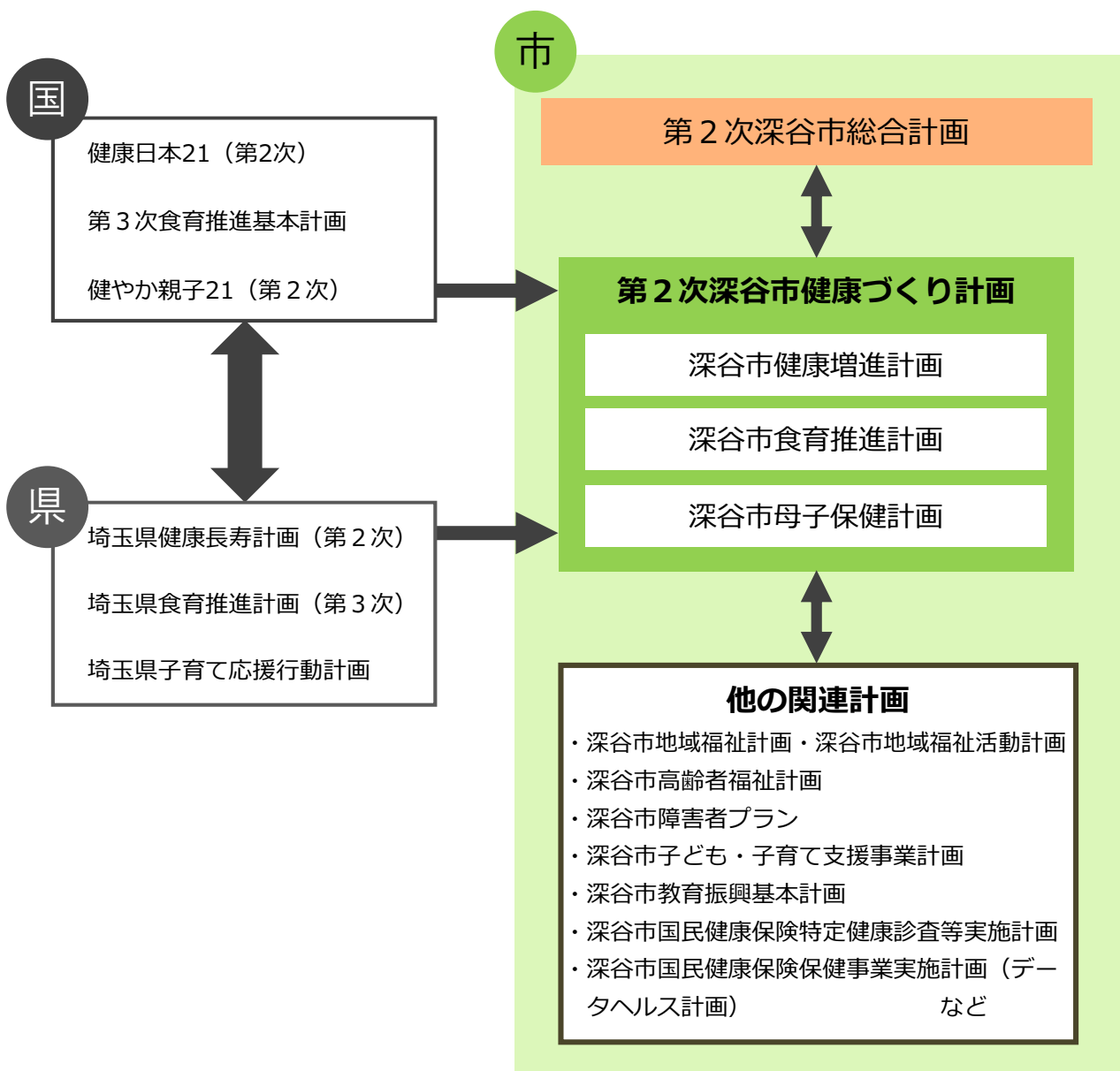
県では、食育基本法に基づく県計画として、「埼玉県食育推進計画（第 3 次）」（平成 28（2016）～30（2018）年度）が策定されました。この計画では、基本理念「食育で豊かな健康づくり」を掲げて、食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めるため、食育推進に取り組んでいます。

＜母子保健分野＞

県では、母子保健、子育て分野の計画として、「埼玉県子育て応援行動計画」（平成 27（2015）～31（2019）年度）が策定されました。この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子どもの貧困対策推進法に基づく都道府県子どもの貧困対策計画、厚生労働省通知に基づく母子保健計画を基盤とし策定したものです。子どもを社会の大切な宝と捉え、誰もが子どもを生き育てることに喜びを感じられる社会づくりを目指して、施策を推進しています。

3 計画の位置づけ

- ◆本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健計画について」を踏まえた母子保健計画を、一体的に策定するものです。
- ◆国の「健康日本21（第2次）」、「第3次食育推進基本計画」、「健やか親子21（第2次）」を踏まえるとともに、県の「埼玉県健康長寿計画（第2次）」、「埼玉県食育推進計画（第3次）」、「埼玉県子育て応援行動計画」の内容を勘案し、市における具体的な取り組み内容を定めるものです。
- ◆「第2次深谷市総合計画」を上位計画とした、市の個別分野の計画に位置づけられる計画であり、他の関連計画との整合を図ります。



4 計画期間

計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 37（2025）年度までの8か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

(年度)

		平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)	平成 36 (2024)	平成 37 (2025)	平成 38 (2026)	平成 39 (2027)			
国	健康	健康日本 21（第 2 次）																	
	食育	第 2 次食育 推進基本計画			第 3 次食育推進基本計画														
	母子	健やか 親子 21		健やか親子 21（第 2 次）															
県	健康	健康埼玉 21																	
	食育	埼玉県健康 長寿計画			埼玉県健康長寿 計画（第 2 次）														
	母子	埼玉県子育て 応援行動計画 (後期計画)		埼玉県子育て 応援行動計画															
市		深谷市総合振興計画 (後期基本計画)					第 2 次深谷市総合計画 (前期基本計画)					第 2 次深谷市総合計画 (後期基本計画)							
	健康	深谷市健康づくり計画					第 2 次深谷市健康づくり計画 (平成 30 (2018) 年度 ～平成 37 (2025) 年度)												
	食育																		
	母子																		

5 計画の策定体制

① 深谷市健康づくり推進協議会での検討

本計画の策定にあたり、保健福祉関係者、学識者、関係団体の代表者及び市民などからなる深谷市健康づくり推進協議会を開催し、計画内容の検討を行いました。

② 庁内検討委員会・作業部会での検討

関係所管課で構成する「庁内検討委員会」並びに「作業部会」を設置し、計画素案の検討、目標指標の設定など、計画内容の調整と検討にあたりました。

③ アンケート調査の実施

◆「健康づくりに関するアンケート調査」(平成 29 (2017) 年度実施)

本計画の策定にあたっては、調査票の記入式により、20 歳以上の市民 3,000 人、高校生・大学生・専門学校生 1,092 人、乳幼児健康診査来所の保護者 267 人をそれぞれ対象とし、アンケート調査を実施しました。

④ パブリックコメントの実施

平成 29 (2017) 年 12 月～平成 30 (2018) 年 1 月にパブリックコメントを実施し、計画案に対して、幅広く市民からのご意見を募集しました。